

■米沢市「米沢品質向上運動」顕彰制度規定

(目的)

第1条 米沢市は「挑戦と創造のあかし米沢品質」をスローガンに、産品だけでなく、サービス・観光・文化・行政等、様々な領域の「挑戦と創造」を喚起し、米沢全体の付加価値を高めていくことを目的に「米沢品質向上運動」を推進している。この米沢品質向上運動の中から生まれる、「挑戦と創造」を究め、特に秀でた米沢品質を有する商品やサービス等を「米沢品質AWARD」として顕彰することにより、産品の市場価値向上や質の高いサービスの提供等を通して、地域全体のブランド化を目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録運動体 米沢品質向上運動登録規定第5条の登録認定を受けた運動体
- (2) 産品やサービス等 米沢品質向上運動登録規定第2条第1項第1号を指す
- (3) 運動体 米沢品質向上運動登録規定第2条第1項第2号を指す

(基準)

第3条 米沢品質AWARDの基準は以下のとおりとする。

- (1) 秀でた「挑戦と創造」があるか
- (2) どんな「優れた品質」や「価値」があるか
- (3) 取り組みの実態（販売・活動の実態、外部評価など）
- (4) 米沢ブランド向上のポテンシャル
- (5) 将来への更なる進化の期待度（計画性、やる気など）

(申請要件)

第4条 米沢品質AWARDに申請時点において、前2条第1項第1号で定める登録運動体であること。

(申請)

第5条 申請者は、市の定める指定の期日まで、別に定める事項（別紙1）を記載し市に提出し申請を行うものとする。

(決定)

第6条 市は、申請があった場合、市民の意見聴取を行った後、毎年1回開催する「米沢品質AWARD委員会」（以下「審査会」という）において、第3条の基準を元に審査を行う。

(効果)

第7条 受賞した産品やサービス等に別紙2のロゴマークの使用を認める。ただしロゴマークの使用に関しては同じく別紙2に示す使用規定によるものとする。

- 2 受賞による効果期間は3年とし、3年目の審査会において再審査を行う。
- 3 市は、当該運動体の登録内容を専用ホームページに掲載する。
- 4 市は、ブランド戦略事業を中心に産品やサービス等のプロモーションの支援を行う。

(再審査基準)

第8条 再審査の基準は第3条各号と、以下の各号に定める要件を基に、審査会が判断する。

- (1) 市民の評価

- (2) 消費者の評価
 - (3) 受賞期間中の年ごとの実績
- (ロゴマーク使用の中止)

第9条 市は、以下の場合、名称の使用を中止する旨を命ずることができる。

- (1) 受賞していない運動体が第7条第1項に示すロゴマークを用いている場合。
- (2) 受賞した運動体が第7条第1項の別紙3に示す使用基準に違反している場合。

(受賞の取り消し)

第10条 市は、受賞後に次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 申請に虚偽の内容があった場合
- (2) 登録運動体の資格を失った場合
- (3) 受賞した産品やサービス等が提供されなくなった若しくは内容が大きく変わった場合
- (4) その他、米沢ブランド戦略事業の取組みに支障をきたすまたは支障をきたすおそれのある行為を行った場合

(その他)

第11条 この規定に定めるもののほか、米沢品質向上運動顕彰制度の運営に必要な事項は市が別に定める。

附則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

米沢品質AWARD申請時記載事項

- (1) 申請者
- (2) 運動体名
- (3) 所在地
- (4) 代表者名
- (5) ブランド/品質向上責任者
- (6) 連絡先電話番号
- (7) メールアドレス
- (8) 申請する商品やサービス等の概要
- (9) 挑戦と創造のストーリー
- (10) 商品やサービス等の品質を高める工夫
- (11) 商品やサービス等の独自性・価値
- (12) 商品やサービス等に対する評価
- (13) 情報発信の手段
- (14) 評価を活かす仕組みや体制
- (15) 今後の計画
- (16) 米沢への貢献

ロゴマーク



ロゴマーク使用規定

このロゴマークは米沢品質AWARDを受賞した産品・サービスそのものの、商品パッケージ、広報・広告・販促活動などに使用することができる。

ロゴマークの使用にあたっては、別に規定するデザインマニュアルを守って使用する。

ただし次の各号のいずれかに該当するマークの利用を認めない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 米沢ブランド及び米沢ブランド等のイメージを損なうと認められる場合
- (4) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
- (6) マークの利用によって、品質や産地、その他の誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) その他、市長が不適切と認める場合